

原水爆禁止運動とアナキスト議員の誕生

一九五四（昭和二九）年、五〇銭以下の小銭は廃止となったが、農家の野菜は買ったかれ、仲買いに一束三〇銭から五、六〇銭と値をつけられ、百姓の生活は苦しかった。

この夏から原水爆禁止の署名運動が全国的に広がった。三月一日、ビキニ環礁に於けるアメリカ軍の水爆実験の灰を、航行中に受けて帰った静岡県焼津の漁夫久保山愛吉さんが医薬の効なく、九月二十四日に四十歳で生命を奪われた。その二日後の二十六日、青函連絡船洞爺丸が転覆し、千百五十五人の死者・行方不明者を出している。その年、くしくも各地で各産業労働組合がストライキを起こし、その都度賃金が上昇、物価は安定を欠き、全くインフレ時代となった。私が関係した炭鉱鉱害による減収田の補償米価を次頁に掲げる。この米価をもってしても、如何に物価が不安定であったかを伺うことができる。

翌一九五五年八月六日はじめて原水爆禁止大会が全国各地で開かれた。私は飯塚地区労働組合（総評の下部組織）の栗原勇事務局長と計って、飯塚市の公会堂を借り大会を主催した。その第一回は保守も革新も双手を挙げて賛同してくれたので、段取りがうまく行き大会

鉱害補償米価（3等米）

註……1.2等米は郡内（2市11カ町村）では毎年総収量のうち、60kg入り1.2俵にすぎない。

石当り価額	米	麦
1943 (21) 年	1,408円	510円
1947 (22)	1,801	1,052
1948 (23)	3,698	1,063
1949 (24)	4,348	1,359
1950 (25)	6,047	1,505
1951 (26)	7,050	60kg俵 1,859
1952 (27)	7,962	2,000
1953 (28)	9,630	2,110
1954 (29)	9,190	2,038 (山元交渉)
1955 (30)	9,735	2,038 (同上)
1956 (31)	9,530	1,900
1957 (32)	9,820	2,075
1958 (33)	9,795	2,048
1959 (34)	9,830	2,072
1960 (35)	9,890	2,075
1961 (36)	10,250	2,094

も盛会だった。しかし、翌年の大会はそうは行かなかった。保守系の人は一人も参加せず、原水協をアカ呼ばわりするようになり、ことごとく反対にまわられてしまった。その原因は何処にあったか、当時は深い謎のように思われたが、なんでも鳩山一郎内閣が次第に評判の高まる原水協をやっかんで、運動を阻止する手段として側近者を通じて全国の原水協を調査したようである。もっとも原水協の活動は、何処の地域も共産党員が一番熱心で活発に働いていたことは事実である。

アナキスト達も、一九五八（昭和二三）年の第四回原水爆禁止大会には多数参加した。中でも竜武一郎は、当初原水協も支持しなかった、西本あつしの平和行進をたすけて広島から

東京まで歩きとおした。この平和行進は、歩くことにおいて大きく世論を喚起し、彼等の長距離行進に感激した名古屋市では自動車や衣類まで寄贈する人があり、東京の会場へ着いた時には、その車の中は寄贈品でいっぱい、車の外側は各国人が自国語でサインをしていた。まさに、世界大会の名にふさわしい記念物となった。

私は大衆から一人五十円のカンパを受け、福岡県代表として出席した。その時、東京からカンパをして呉れた郷里の人々に出した葉書を紹介してみよう。

「私が福岡県代表の一人として本大会に参加する事が出来たのは、皆さんの熱烈なる平和への願いの結集によるものであります。私はこの事を身に徹し本大会を通じ世界の代表に皆さんの意を訴えました。多くの外国代表も、われわれと同じ考えでした。緊迫した今日の内外情勢を分析する時、私達にできる事は、より強力に平和運動、原水爆禁止運動を押し進める事であり、それなくしては人類を滅亡から救う事はできないということが判然としました。今後ともこの運動に絶大な協力をお願いすると共に資金カンパの御礼を申し上げます」

私と山鹿泰治の二人は、集会前の時間をさいて、会場前で『クロハタ』を売った。その時山鹿さんは幅二尺長さ六尺ほどの『クロハタ』と大書した幟を立て、身体には前後にプラカ

ードをつけたサンドイッチ姿であった。

それ以後、八月には原水爆禁止世界大会が、東京・広島・長崎で行われるようになったが一九五九年からは、原水協組織にひびが入り、社会党と総評、民社党と全労グループ、共産党系の三つの組織となり、原水爆禁止運動が政治運動に変わっていった。

原水禁運動にアナ連が組織として参加したのは、前記第四回くらいのもので、その後はアナキスト達も個々に動くようになり、九州地協は最初から、私が原水禁運動に首を突込んでいた関係で、九州地方に於ける運動には副島、井原も積極的に参加し、会合では共産党員と激論をしたものである。特に井原は、当時の共産党の方針に対して「君等の意図していることは古い時代の竹槍戦術にも似た行動にすぎない」と言い切って退場する一幕もあった。今にして原水禁運動の推移をたどってみるとき、井原君に先見の明があったと思うのである。

*

一九五九（昭和三四）年、この年は地方自治体の首長並びに議会議員の統一地方選挙の年である。近頃の選挙は、半年いや一年も前から運動が行われ、法網をくぐって饗応買収が盛んである。立候補届出の日には既に当落が予想できるとさえ言われるご時世である。

私の住む穂波町も、四月に町長及び議会議員の改選が行われる。町全体の人口は炭坑の斜陽化で幾分減ったとは言え、まだ四万を保っている。炭坑華やかなりし頃は、人口四万三千を数える大世帯であった。それだけに炭坑出身の議員が大半を占め町行政も炭坑の鼻息を伺って行われて来た。その情性は今なお続いている。

当時、私は秋松部落の公民館長（部落長）と駐在員（地域によっては連絡員と呼ぶ役場の囑託である）を担当し、職業としては二市十一カ町村の鉱害被害者組合連合会の事務局長をしていた。正確な記憶は薄れたが、年が明けてから、部落の顔役の来訪があり、四月の選挙に立候補するようすすめられた。

この部落には二期つとめる現職の議員Hがあり、しかもその人は私の家の隣りである。私宅を訪れた顔役の言葉によれば、Hは今年の選挙には出ないと言明しているとのことである。しかし私は信じられなかった。H氏宅では、部落の人々をちよいちよい接待しているし再出馬をそれとなくほめかす節もある。私はその気配を顔役に話してみたが、彼等は私の言うことを頑として受入れず、「Hは町の上水道条例作成のとき、住民の、殊に鉱害被害者である農民の既得権を侵害し炭坑側に同調し、地域住民を不利にした。そのため我々に顔向けならず、たとえ又議員に立候補しても部落はおさない」と言い切るのである。

私は二、三日回答を保留させてもらうことにし、翌日博多に出て副島、井原とも話合った。両者の意見として「地方議員でも権力の座には違いないが、生活費稼ぎでいいじゃないか、部落の要望に添うべきだろう。ひとつ県会にも候補者を立てて政治屋共の悪口をしゃべってあるくか」と言うことで、早急に小山一弥を佐賀県選に立てることにきめ、アナキスト連盟九州地協は、二人の立候補をみとめたのである。

地協の了解を得た私は、部落の人々に立候補を引受ける旨伝え、準備体制に入った。何しろ、秋松部落の有権者が全部固まっても当選数に満たない。最低四五〇票から五百票確保せねば当選はおぼつかないのに、秋松の有権者総数は三七〇である。そのうちHが百五〇は取る。その外に他部落より立候補する者の縁者の票が二〇票はある。どんなに顔役が部落を固めても、私への確保は二百票とふまざるを得ぬ。大半を他部落から確保する必要があった。私は毎日毎日足を棒にして知人縁者を訪ねまわった。そして最下位で当選したが、隣家のHは私と一票の差で落選であった。仕方のないとは言え、後味の悪いものだった。

佐賀県選の小山一弥は、没収覚悟の上であった供託金を取られるどころか、も少し票があれば当選出来るというところまで行った。最初からその気はなかったと言うものの残念だった。しかし、副島、井原、小山のトリオで、あれだけ政治屋の悪態を並べ立てたにもかか

わらず小山の得票が多かったことは、井原や副島という佐賀県名門出身者の応援があったにしろ、世の中にはこれほど政治不信をいだいている人のあるのを実証したことであった。

一年議員というものは、何を発言しても、古参には相手にされず、あばればあばれる程ツンボ棧敷に追い込まれることは、町村議会も国会並みである。私としては、氣力に於て劣るところはなかったが、四年間に出来た事と言えば、コネで特定の業者だけが利益を得る仕来りであった公共物資の調達を、町内商店ならどこでも役場に品物を納めることが出来るようにしたぐらいのことである。二期目は、健康もすぐれず金もなく氣も進まなかったが、応援者の熱意におされて断り切れず立候補した。言うまでもなく、出足もおそかったせいで落選した。選挙というものを経験してから、知りつくしていたはずの人の世の裏表を、改めて見直す思いであった。よい勉強をしたと思う。

鉱害反対闘争

私の処は筑豊地帯の中心地で、大小多数の炭坑が点在している。どの町村も人口の半数以上は炭坑関係者である。町村の財政は鉱業所より入る鉱産税が主で、町村議会の議員も炭坑

出身者が半数を占める。行政も炭坑の鼻息をうかがって施行される有様である。

川に流れる水の色は黒く、豆炭を焼く煙でぜん息患者や呼吸器病患者の数は日本一である。平地の田圃は、地下の石炭採掘により陥没し、甚だしい処では、深さ二〇メートルにも達する大きな池となっている。家屋は傾斜し、つかい棒で支えている。これらの復旧交渉に村の顔役が当たっているが、僅かな補償金でゴマ化され、大方の百姓は泣寝入りである。

私は部落長になって、ようやくこの炭坑と村の交渉委員とのくされ縁を知った。この改革は容易なことではないと知ってはいたが、私は鉱害問題に首を突込まざるを得なくなった。

その第一の手始めとして豆炭工場から出る煙害を取り上げ、駐在員会や公民館長会で意見をのべ、組織固めに乗り出した。駐在員会は忠隈の松岡九一郎を会長に私が副会長、公民館長会は私が会長に選ばれていたので、まず地元からと、煙害防止施設の完備と県条令制定の署名運動をはじめた。この運動は飯塚市、直方市と拡がって最後は田川郡に及び、一九五五年三月、二年ぶりに県議会に取り上げられ、公害防止条令の制定施行をみるに至った。私は次に鉱害を取り上げ炭坑と交渉するようになるが、村のボスや炭坑の労働組合に妨害され遅々として交渉は進展しない。部落の交渉委員やボス達には、私の存在がうるさいものとなり始めていた。

一九五六（昭和三一）年、農民が組織する鉱害被害者組合二市十一カ町村連合会の事務局へ私を世話する人がいて、私は当時農林事務所（県の出先機関）内にあった連合会へ出勤することになった。

この連合会は、飯塚市、山田市と、嘉穂郡内十一カ町村の被害者組合が連合するもので、それぞれの市町村にある被害者組合が負担金を出し合って、鉱害賠償に関する専門的なことを研究したり、弱い組合を応援し、相手炭坑と接渉したり、鉱害の影響による農作物の減収を計算し、炭坑と接渉する資料を作るなど、かなり複雑な仕事をする。

私は法規やその他関連事項の勉強に当初骨折したが、次第に知識を得て、事務局長の肩書を附けるようになる。その頃『鉱害新聞』を発刊し、農民の啓蒙を図った。

最近、公害問題が誰の口の端にもぼり、やかましくなったが、近代企業はすべて程度の差こそあれ、民衆や一般社会に不利益をもたらすものである。

鉱業に於ても地下採掘という特性から、必然的に地表陥落をはじめ多くの災害をもたらすので、諸外国では早くから鉱害に対する賠償制度の確立をみたが、わが国では昭和一四年の旧鉱業法（この法令は、明治三八年に制定されたが、鉱業被害に対する鉱業権者の賠償責任に関する規定を、全く欠いていた）一部改正においてはじめて立法化された。しかし、それ

もきわめて不備な、基本的には何等の変更もないものであったが、これが昭和二五年まで承継されることになった。

従って鉱業災害は、裁判まで持ち込まれても、過失責任を原則とする民法の一般不法行為理論によって取扱われざるを得なかった。そうすると、民法第七〇九条の「故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は、之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず」という条項にもとずき、不法行為による損害賠償責任を問うことになるが、これについての多数の法律学者の意見は次のようなものであった。

「鉱業権者は、国家から特別の許可を得て、石炭の採掘を行うのであるから、たとえその結果として被害が発生しても、鉱業権者の行為は適法行為であって不法行為は成立せず。又鉱業被害は鉱業権者の希望に反して発生するのであるから、鉱業権者に故意なきは勿論、その施業の方法が相当である限り過失も又存在しないから、何れにしても不法行為は成立せず、従って鉱業権者に賠償責任はない」

しかしながら、法律上の解釈如何にかかわらず、実際問題としては現に甚大な被害の発生を見ているのだから、鉱業権者としては責任を感じざるを得ないので、多くの場合炭坑は、被害農民の血のにじむような補償獲得運動の結果として、いわゆる迷惑料、見舞金などと呼

ばれる各種の補償慣行を行ってきた。

けれども、鉱業法中に鉱業権者の賠償責任に関する規定がないため、これ等の処置は炭坑の義務としてではなく、むしろ恩恵として行われた観がある。法律的に無権利の農民の立場は誠に弱いもので種々不利益を受けた。これらの不利不合理から農民が救われるのは、鉱業法の改正以外にないので、福岡県では大正八年以来熱心に運動をつづけたのであるが、遂に二十年後の昭和一四年に旧鉱業法一部改正による鉱害賠償制度の立法化を実現した。明治政府が国家の基幹産業として近代的採掘を許可してから、実に七〇余年の年月を経ているのである。

しかしながら昭和一四年における鉱業法の改正によって鉱業被害問題が根本的に改正されるという訳ではない。漠然とした賠償規定はあったが、施行令および施行細則の発布はなかなか実現せず、如何ようにも解釈出来る条文なので、真に被害農民を守るものではなかった。特に、この法律は「損害の賠償は金銭を以て之を為す」と規定し、被害耕地の復旧は義務づけていない。被害農民としては作柄補償を受けるよりは、一日も早く復旧の行われるのを望むもので、それでなければ、完全に損害を賠償されたことにはならないのである。この農民の希望が達せられない限り、鉱業被害問題の完全なる解決にはならないわけだ。

私の所属する鉱業被害者組合連合会では鉱業権者に対する被害耕地の復旧ならびに賠償の要求と共に、鉱業被害防止施設の要求、その実現方を県庁や政府に陳情する運動も行った。

福岡県下の被害度は、太平洋戦争末期の一九年度との比較で、約二千町歩増加の九四七五町歩で、昭和四年との比較では二倍以上に達している。戦争中の濫掘の結果が如何に炭鉱被害を増大せしめたかを知ることが出来るが、これによる年々の米麦の減収は平年作の八割にも達するようになったので、戦後これ等の鉱害耕地を如何にして復旧するかが、県下最重要の農政問題として取上げられるに至った。

このような県庁の動きや、被害者の意識の高揚はあったが、我々事務局の者が現実に対処するのは、依然として不毛田（全く収獲のない田）減収田の金銭補償の獲得であった。毎年被害者組合連合会の代表は、鉱業連盟と団体交渉に当たるが、それには通産省県出先機関が立ち合うことになっていた。鉱業連盟と通産省はなれ合いの仲であるとはいえ、それでも被害者組合にとっては交渉を成立させるために必要な存在で、被害者がこの団体交渉によってかちとったものは、不毛田で反当りの補償額は三等米五俵であった。鉱業連盟側は通産省の仲介がなければ、五等米六等米で強引に押切ろうとするのである。

当時、大新聞までが、鉱害成金などと、現金を手にする農民のことを書き立てたが、これ

だけの補償では農民は食えなかった。この頃、前述したごとく物価は安定を欠き、全くインフレ時代であった。

先にも述べたとおり、戦後の鉱業被害の増大は戦時中の石炭濫掘の結果であるが、各炭坑はいずれも経営不振を理由に被害の補償さえしづる状態であるから、耕地の復旧の如きは到底期し得ないものとなった。そのため、被害地の復旧に対し国庫の補助が一層強く要望され福岡県においては役所も資本家も被害者も一体となって、その実現を見るべく運動を起こしたのである。

これ等の運動要望に対し、昭和二三年から政府は一応の行政措置として、微々たるものであったが復旧をはじめた。しかし総工費が二十八億六千七百余万円の巨額を要するに比し、復旧が達成された暁、農産物増収の見込は五億円余、総工費の一割七分強に相当する。この復旧計画は各種の理由で一頓座したが、代りに「特別鉱害復旧臨時措置法」の成立により被害農民は愁眉を開いたのである。

私の鉱害被害者組合勤務は昭和三一年から三四年までで、これは大手炭鉱の相次ぐ閉山、縮小により、組合の運動方針が変更され、事務局が県庁出先の農地課に吸収されていったことによる。

さて、わが国の石炭産業がエネルギー革命により、基幹産業の座を下りてすでに四半世紀近くになる。炭坑労働者の上にも、黒い羽根募金の頃より幾多の悲運が見舞った。閉山で村は潮の引いたように静かにはなったが、農民は耕地をとり戻すことはできない。ぼう大な費用を要する復旧工事が、そう簡単に進むわけはなく、今ではもう、政治家が米はいらぬという時勢だ。昔の美田が返らぬとすれば、五反百姓は何で生きて行くのだろうか。

炭坑労働者や耕地のない農民のなれの果ては、大都会周辺に流れ着いて、人のいやがる作業にでも従事して命をつながねばならないが、ひるがえって炭坑資本家を見るがいい。石炭が出なくなったら彼等が破産をしたという話は聞かない。お妾を何人も抱え、大邸宅にぬくぬくと暮している地方の小炭坑主のことはさておき、大手筋の大企業は、尻ぬぐいはすべて国家におしつけて、次々に新しい産業を我がものとし、肥え太って行くではないか。一見被害者を救うかに見える第三者賠償の理念が、現体制下ではいたずらに大資本家に利する結果となることは、残念である。

私は自分の歩いてきた道をふりかえって、能力相応の努力をしてきたことについて後悔はないが、組合運動も鉱害闘争も、労働者・生産者に還元されるもののあまりに少いことを

今更のように痛感させられ、惘然たる思いがするのである。

付 記

ここまで、古いメモをつなぎ合わせ、口述を筆記させて綴ってきたが、長い間の痼疾で、最早体力が限界に來たらしく氣力が衰えたので一応筆を置く。私としては、日本アナキスト連盟史とは関係なく、九州地協活動の一端や、生前よく徹夜で議論をした仲の副島辰巳君、井原末九郎君のことなど、もっと記しておきたいと意図していたので、走り書きで充分意を尽さないうらみが残る。

ここでまた、自分の半生を省ると、自分が精根をかたむけた労働組合運動・公害防止運動など、どれも結果的には資本家や権力者の利益に加担したにすぎないことを思い知らされ、恥じるばかりである。公害防止運動など、市民運動が盛んになればなる程、資本家は手を拱いて国費の出るのを待つことになる。しかも国費というのが、言うまでもないことだが、国民の税金であるという落し話のようなばからしい話は、現在でも同じだ。人間より産業優先という体制の中では、個々の企業内で、労働者が熱心に組合運動をやっても、革命とはは

るかに遠いのではないか。

私は地方選挙のあと、二年ばかり寝たり起きたりで養生につとめていたが、昭和四〇年に上京した。その後のことは、東京地協の活動に微力ながら参加したこと、全世界アナキスト大会への大沢君の出席、麦社設立の呼びかけ参加、笹本君達による「日特金属工業」兵器工場攻撃事件、それに続く裁判、等々思い出は尽きないが、それらについてはいずれ適任者の真実の記録が残されるであろう。

個人的なことを記せば、名古屋での邦創平との出会い、また邦君との縁で、平川君という好漢と親しいつきあいをするようになり、病弱な老人にとっては、願ってもない同行者に恵まれることとなった。平川君は誠実な人柄に加えて、ベテランドライバーで、気軽にどこにでも連れて行ってくれるので、下部の遠藤斌、塩山の小島康彦夫妻、三津浜の山鹿夫人、伊勢崎の大島英三郎、富士市の福田武寿、ふもとの家等々、電車を頼っていては、とても実現しそうな訪問を、私にさせてくれたのである。これは、東京に住むようになったおかげだが、晩年の山鹿氏に親しく接したこと、塩君の温好人柄にふれ、勇気づけられたことなど、やはり上京して得られた幸運とよろこぶべきだろう。

旧アナキスト連盟の中にも、行動派と理論派があり、どちらをとるというのではないが、姫路のM君など独自の思想で、若い人々に支持されているとはいえ、私は行動派の先鋒であると思っている。彼は今なお、全力を運動に集中しているが、長年の努力に敬意を表すると共に、その活動が今後常にも停滞することなく、更に新段階が展開するよう、願ってやまない。

（以下、本文の大部分は非常に薄い文字で印刷されており、読み取りが困難です。内容は、M君の活動や思想に関する詳細な記述と見えます。）